

委員意見による計画(素案)の修正について

1 第7回施設整備検討委員会での意見

前回の委員会では「盛岡広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画（素案）」について審議し、下記の委員意見を基に、計画素案を見直しました。

意見内容と回答・修正内容

- 「管理及び運営計画」は、どこまでが整備計画に入るのか。施設整備計画に入れるものと別の計画に入れるものがあると思われる。
- 例えば、一次～三次の選考経過は本編に入れる必要はなく、別添資料としてもよいのではないかと。全て本編資料に入っているのでページが膨大になっている。

（事務局回答）▶ 施設整備基本計画の構成を見直します。

- 現在同時に進めている環境影響評価手続きの情報を記載することで、今後、周辺環境への影響を調査、予測、評価し、よりよい事業計画とすることを示したほうがいいのではないかと。

（事務局回答）▶ 環境影響評価は、施設の建設に際し必要な手続であることから、「第9章 環境保全計画」に関係する内容として、環境影響評価手続きの概要を記載しました。

2 第7回施設整備検討委員会以降の修正内容

第7回委員会以降に寄せられた委員からの意見を基に修正し、「盛岡広域環境組合ごみ処理施設整備基本計画（案）」を作成し、パブリックコメントを実施しました。

主な意見内容	回答・修正内容
● 施設規模の変更に関する内容のため、第19章は削除すべき。 ● 「13.4 煙突高計画」は、7ページに及ぶので、要約して、詳細は「資料編」とすることも考えられる。 ● 第16章の中継施設計画は、検討委員会の審議、答申事項ではないのではないか。 ● 廃棄物処理施設の事業は、「整備(建設)」と「運営」があるが、「17.1 管理及び運営体制」は、施設整備基本計画事項ではないと考えられる。 ● 最終的な処理方式は、本計画における選考基準のほか、最終処分体制を含め、トータルで評価することで行うべき。	● 計画の構成を見直し、施設規模の変更に関する内容は第5章及び第6章に反映しました。 ● 環境影響等を心配する住民の関心が高い項目であるため、文量が多いですが、経過も含め、本編に掲載したいと考えております。 ● 中継施設計画は資料編に掲載することとし、本編から削除します。 ● タイトルを「16.1 管理及び運営体制の想定」とし、参考程度であることが分かる形として、文面を修正した上で、図16-1のタイトルを「想定される管理及び運転体制」に修正しました。 ● 事業者選定手続において、最終処分体制の検討状況も踏まえながら、仕様等の検討を進めてまいります。